

巻末資料

1. 上位・関連計画の概要

上位・関連計画の内、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」策定以降の平成 28 年（2016）～令和 2 年（2020）に策定された計画の概要を以下に示す。また、平成 28 年（2016）以前に策定された計画についても、本計画との関連性が高いものについては、同様に概要を以下に示す。

（1）上位計画

①滋賀県文化財保存活用大綱

計画名(策定期間)	滋賀県文化財保存活用大綱（令和 2 年(2020)）
計画期間(主管課)	令和2年(2020)～(滋賀県教育委員会)
計画目的	本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる方針を示し、今後の総合的な施策推進に向けて策定する。
計画概要	滋賀県が主体となつて行う措置：①文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進 ②みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり←喫緊の課題として設定 ③文化財の多種多様な活用推進 ④滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討 ⑤文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援 県内の市町への支援の方針：①相談・助言・連絡調整 ②地域計画や保存活用計画策定の支援 ③文化財専門職員の資質向上への支援 図：文化財の保存活用のイメージ図（『滋賀県文化財保存活用大綱』より転載）
本計画に関連する事項	【措置① 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進】 ・価値付けが未確定な文化財に対する調査研究の推進 ・市町の地域計画に基づいた今後の保存の方策の検討 ・「滋賀県文化財保存基金」を活用した、保存継承サイクルの推進 ・埋蔵文化財の保存と開発事業との円滑な調整 【措置② みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり】 今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 ・文化財の活用を通じた、文化財への理解の促進 伝統的な材料や技術の確保

- ・「ふるさと文化財の森」の設定地の追加に向けた調整、及び県内における選定保存技術の選定と保存
専門人材の確保と育成
- ・専門研修等の実施
- ・ヘリテージマネージャーなど民間の専門家や、文化財保存団体の活動やネットワークの構築への支援

【措置③ 文化財の多種多様な活用推進】

- ・文化財の公開や講座・シンポジウムの開催など学びの機会の提供、SNS等による情報発信
- ・日本遺産など、点在する文化財の価値をストーリーで繋ぎ、その魅力を体感できる取組の推進
- ・市町や地域では実施が難しい広域的な発信や全県的な取組に関する協力

【措置④ 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討】

- ・文化財収蔵施設の建設や改修等に対する技術的支援や助成
- ・文化財を継承できる拠点施設についての検討
- ・県内各地での文化財の展示公開や情報提供等の活用・発信の実施
- ・これまで県が記録保存を行った遺跡からの出土文化財に関する公開活用の検討

【措置⑤ 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援】

- ・「滋賀県文化財保存基金」の活用をはじめとした財源の確保
- ・「滋賀応援基金条例」に基づく寄附金など民間資金の広く活用

【支援① 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進】

- ・広域の情報や技術的な見解などについて、市町に対する必要な助言や情報共有の実施

【支援② 地域計画や保存活用計画策定の支援】

- ・市町による地域計画策定に向けた相談への対応
- ・協議会等への参加、助言、及び文化庁との連絡調整

【支援③ 文化財専門職員の資質向上への支援】

- ・市町職員等を対象とした研修会の実施
- ・文化財の保存と活用に関する様々な協議や意見交換の実施

②彦根市都市計画マスタープラン

計画名(策定期間)	彦根市都市計画マスタープラン（平成 29 年(2017) 3 月）
計画期間(主管課)	平成 29～令和 12 年(2017～2030)(都市建設部都市計画課)
計画目的	都市計画法第 18 条の2に基づき、目指すべきまちの将来像とその実現に向けた、まちづくりの基本的な方針をまとめることを目的とする。彦根市が定める最上位計画である「彦根市総合計画」ならびに「彦根市国土利用計画」、滋賀県が定める「彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(彦根長浜都市計画区域マスタープラン)」などの上位計画に即しつつ、社会情勢の変化なども考慮し、市民の意見を反映して策定する。
計画概要	まちづくりの基本理念:①自然災害などを踏まえた「安全・安心」への取組 ②持続可能性を見据えた「利便・活力」への取組 ③まちの強みを発揮させる「個性・輝き」への取組 まちづくりの目標:①都市や地域の特性に応じた効率的なまちづくり ②多様な人の交流による賑わいに満ちたまちづくり ③歴史文化や自然を受け継ぐ責任あるまちづくり まちづくりが目指す姿:①多極集約・連携型のコンパクトシティの実現 ②市街化区域と市街化調整区域でのまちづくり
本計画に関連する事項	【全体構想－まちづくりの方針】 まちづくりの方針のうち、歴史文化資産、自然的環境、景観形成に関する方針を以下に示す。 歴史文化資産の保全などの方針 ・「彦根市総合計画」に基づき、彦根城の世界遺産登録に向けた取組を進める。 ・彦根城の整備計画を策定し、史跡の整備を進めるとともに、観光拠点にふさわしい施設の整備を進める。 ・「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致を後世に伝える取組を進める。 ・国宝彦根城天守や重要文化財・史跡が集積する彦根城下町地区について、歴史的な景観の保全に向けた取組を推める。 ・中山道をはじめとする街道について、地域の実情を踏まえつつ、歴史の面影を残すための取組を検討する。 ・城下町地域や中山道沿いにおいて、重要伝統的建造物群保存地区の指定などの検討、建造物の保全や観光振興に寄与する取組を進める。 自然的環境の保全などの方針 ・山並み、田園、河川沿い、湖岸のいずれもが本来持つべき自然的環境と生物多様性空間の創出に努める。 ・琵琶湖について、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、保全事業の強化を図る。 ・森林や農地などの保全について、都市計画法のみならず、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法をはじめとする規制・誘導方策の周知徹底など適切な運用に努める。 ・市街地周辺のまとまった農地について、安定的かつ持続的な農業経営の確立に向けた取組に努める。 景観形成の方針 ・「彦根市景観条例」「彦根市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成の誘導に努める。 ・歴史的景観ゾーンについて、城下町や宿場町といった貴重な歴史資産を活かした良好な景観形成に努める。 ・自然的景観ゾーンについて、琵琶湖や内湖、芹川といった豊かな地域資源を活かした良好な景観形成に努める。 ・沿道市街地景観ゾーンについて、新主要地方道大津能登川長浜線、国道 306 号の良好な沿道景観の形成に努める。



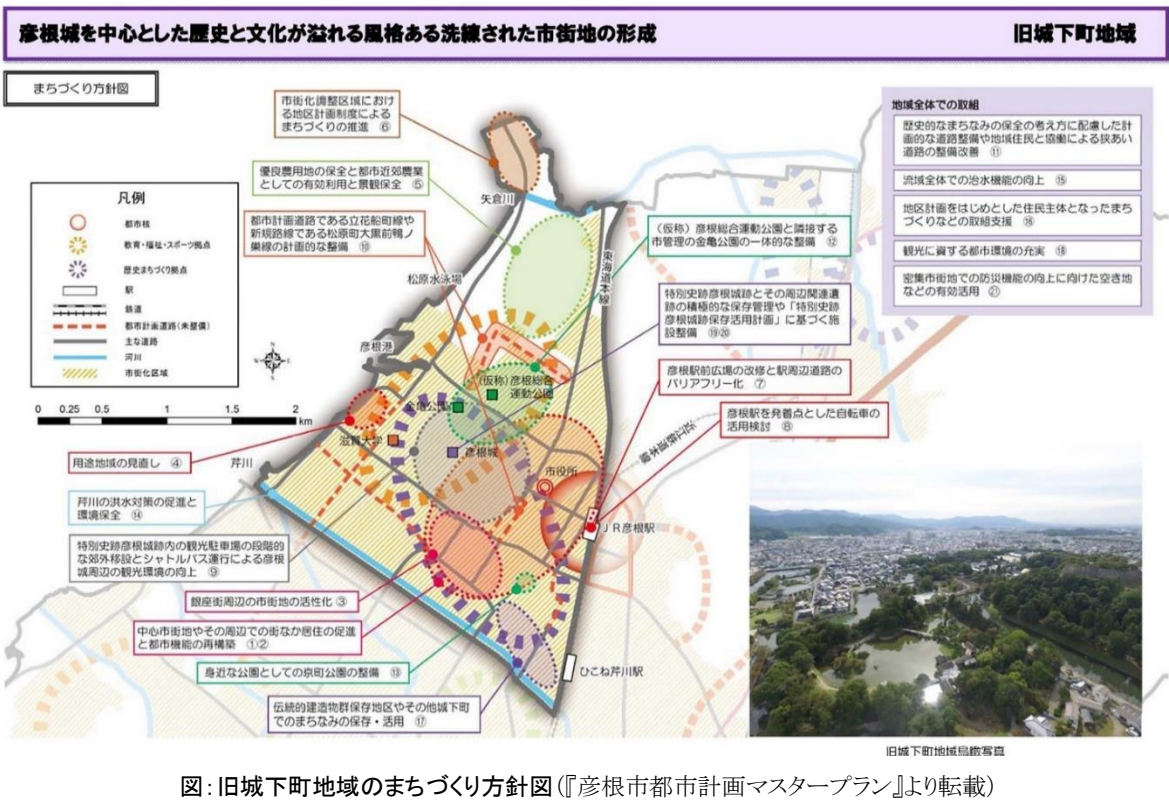
図：歴史文化資産、自然的環境、景観形成に関する方針図(『彦根市都市計画マスタープラン』より転載)

【地域別構想－旧城下町地域】

地域別構想のうち、彦根城跡が所在する旧城下町地域について以下に示す。

まちづくりのテーマ

- 彦根城を中心とした歴史と文化が溢れる風格ある洗練された市街地の形成



図：旧城下町地域のまちづくり方針図(『彦根市都市計画マスタープラン』より転載)

③彦根市総合計画後期基本計画

計画名(策定期間)	彦根市総合計画後期基本計画（平成 28 年(2016)）												
計画期間(主管課)	平成 28～令和3年(2016～2021)（企画振興部企画課）												
計画目的	「彦根市総合計画前期基本計画」(平成 23～27 年度(2011～2015))の計画期間終了に伴い、新たなまちづくりの指針を定めることを目的とする。長期的な展望のもとで、さまざまな事業を展開しながら市民サービスの向上に取り組むため、総合的かつ計画的な行政の運営を図る。												
計画概要	基本政策の推進:①都市基盤・環境 ②文化・文化財 ③人権・福祉・安全 ④生涯学習・産業 ⑤次世代育成・市民交流 重点的な取組:①低炭素を意識した持続可能なまちを築く ②文化財を生かしたまちづくりを進める ③安全で安心な暮らしを守る ④資源を生かした魅力ある産業・交流を創り出す ⑤次代を担う健やかな子どもを育てる ⑥定住自立圏の連携を深める ⑦国民体育大会等を契機に、スポーツを通した魅力あるまちを築く ⑧しごと・ひとの創生を図り、まちを活性化する ③文化財専門職員の資質向上への支援												
本計画に関連する事項	【基本政策の推進②-2-1 歴史まちづくりの推進】 めざす成果 ・歴史まちづくりを実施することにより、市民の誇りとなるまちを実現することをめざす。 ・歴史的風致形成建造物の指定とその保存修理を行う。 ・彦根の魅力を高め、観光客の増加をめざす。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th><th>基準値</th><th>目標値</th><th rowspan="2">所管課</th></tr> <tr> <th>H25 年度(2013)</th><th>R2年度(2020)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史的風致維持向上施設の整備件数</td><td>12 件</td><td>20 件</td><td>都市計画課</td></tr> </tbody> </table> 市の取組方向 - 歴史的建造物の保存と活用(都市計画課、文化財課) ・彦根の歴史的風致と調和した景観形成に努める ・市民の様々な活動や憩いの場となるように、歴史的建造物の保存修理と活用を推進する。 ・歴史的風致形成建造物について、建造物の価値に基づき適正な維持・管理に努める。 - 道路・駐車場・駐輪場の整備(生活環境課、観光企画課、都市計画課、交通対策課、道路河川課) ・歴史的なまちなみの風情を色濃く発揮できるような、道路の修景や案内板を設置する。 ・レンタサイクル基地の整備や自転車エコステーションを設置する。 ・パーク・アンド・バイクライド・システムを推進する。 - 地域まちづくり計画の策定(都市計画課) ・地域固有の歴史的風致を維持向上させるような地域独自のまちづくり計画を策定する。 ・価値付けが未確定な文化財に対して調査研究を推進する。 ・市町の地域計画に基づいた今後の保存の方策を検討する。 ・「滋賀県文化財保存基金」を活用した、保存継承サイクルを推進する。 ・埋蔵文化財の保存と開発事業との円滑な調整を行う。			指標	基準値	目標値	所管課	H25 年度(2013)	R2年度(2020)	歴史的風致維持向上施設の整備件数	12 件	20 件	都市計画課
指標	基準値	目標値	所管課										
	H25 年度(2013)	R2年度(2020)											
歴史的風致維持向上施設の整備件数	12 件	20 件	都市計画課										

【基本政策の推進②-2-3 文化財の保存と活用】

めざす成果

- ・文化財を守り次世代に継承することにより、市民の郷土に対する理解と愛着を深める。
- ・文化財の寄贈・寄託を受け、廃棄や散逸を防ぐことにより、文化財の保護と調査研究を図る。
- ・特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園など、文化財の保存修理や整備を積極的に推進し、文化財を良好な形で後世に伝承する。
- ・市民との協働により、歴史的な建造物やまちなみを生かしたまちづくりを行う。
- ・彦根城博物館や開国記念館などの展示収蔵施設の整備や改修を進める。
- ・出前講座などの啓発事業をととして、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識を醸成する。
- ・「彦根城」の世界遺産登録を推進する。

指標	基準値	目標値	所管課
	H25 年度(2013)	R2年度(2020)	
市指定文化財の件数	84 件	91 件	文化財課
出前講座の年間実施件	86 件	130 件	文化財課、彦根城博物館
彦根城博物館来館者の満足度	79%	86%	彦根城博物館

市の取組方向

1. 文化財の保存(文化財課、彦根城博物館、彦根城世界遺産登録推進課、都市計画課)
 - ・歴史的建造物をはじめとする指定文化財の保存修理を進める。
 - ・歴史的建造物や佐和山城跡など未指定文化財の調査を進め、指定文化財を拡充する。
 - ・史跡荒神山古墳の保存整備に努める。
 - ・開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の保護に努める。
 - ・古文書等の調査を進め、散逸を防ぐ。
 - ・伝統的建造物群保存地区の決定など、城下町と宿場町のまちなみ整備に努める。
 - ・市指定文化財旧井伊神社社殿の保存整備に努める。
 - ・彦根藩井伊家文書などの修理を継続するとともに、彦根城博物館の計画的な整備や改修を進める。
 - ・彦根城の世界遺産登録に向けた取組を推進する。
 - ・県内の歴史を総合的に展示・紹介する(仮称)県立歴史博物館を彦根市へ設置するよう県に強く要望していく。
2. 特別史跡および名勝の保存整備(文化財課、彦根城世界遺産登録推進課)
 - ・特別史跡彦根城跡の石垣修理や樹木管理、重要遺構の測量調査などを進め、報告書を作成する。

【重点的な取組② 文化財を生かしたまちづくりを進める】

方向性

貴重な文化財を守り、彦根城の世界遺産登録を推進するとともに、情緒や風情のある歴史的風致を維持向上させ、彦根ならではの歴史まちづくりに取り組む。

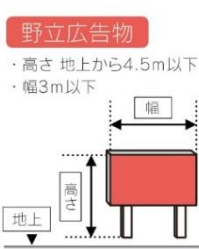
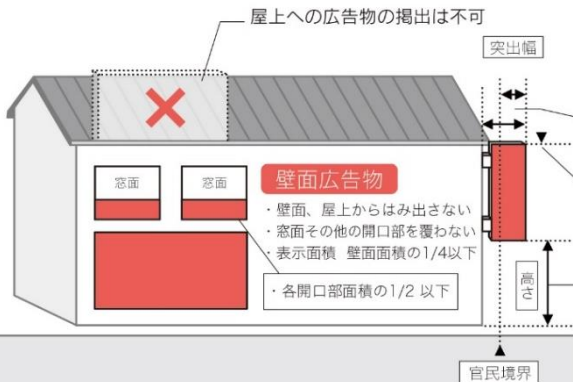
- ・文化財や歴史的まちなみなどを積極的に保存・活用し、市街地環境の整備及び生活環境の改善を図る。
- ・伝統工芸、伝統技術などを将来へ継承し、地域の文化および産業の振興を図る。
- ・市民と行政の協働により、歴史的風致を維持向上させる活動を促進し、誇りを持って住み続けたい個性と魅力あるまちづくりを推進する。

(1) 関連計画

①彦根市地域防災計画

計画名(策定期間)	彦根市地域防災計画 (令和2年(2020)3月)
計画期間(主管課)	令和2～令和12年(2020～2030)(福祉保健部社会福祉課)
計画目的	市域における住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項その他必要事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定める。
計画概要	基本方針:①災害に強いモノづくり ②災害に強いヒトづくり ③災害に強いシクミづくり 防災施策の大綱:①水害対策の促進 ②土砂災害対策の整備 ③火災対策の促進 ④地震災害対策の強化 ⑤防災活動体制の整備 ⑥警戒避難体制の強化 ⑦防災知識の普及 ⑧原子力災害対策の推進
本計画に関連する事項	【文化財対策の方針】 災害予防対策に重点を置き、以下の施策に取り組む。 ・防火施設の整備 ・現地視察と指導の実施 ・所有者・管理者等への保護思想の啓発 施設等の整備 担当課:教育委員会、予防課 ・国、県、教育委員会、文化財の所有者および管理者は、火災、落雷等の防災対策上の施設整備等を行う。 ・整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。 査察等による指導 担当課:教育委員会、予防課 ・教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行う。 ・教育委員会は、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。 倒壊・破損の防止 担当課:教育委員会、予防課 ・あらかじめ各種文化財の保護・補強・防護措置を行う。 文化財の耐震化等 担当課:教育委員会、予防課 ・文化財等建造物は、老朽化や腐朽、破損度合いの大きい順に耐震補強する。 ・解体修理を行う場合は、耐震化に配慮する。 文化財周辺の環境整備 担当課:教育委員会、予防課 ・周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策を進める。 訓練および保護思想の啓発 担当課:教育委員会、消防本部・署・団 ・消防本部・署・団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。 ・文化財保護強調週間等の行事を通じて、文化財保護思想の啓発を行う。 ・防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。 ・自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。 防災関係機関との協力 担当課:教育委員会、予防課 ・平常時から消防・警察・教育委員会等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

②彦根市屋外広告物ガイドライン

計画名(策定時期)	彦根市屋外広告物ガイドライン (平成 31 年(2019) 3 月)
計画期間(主管課)	平成 31 年(2019)～(都市建設部都市計画課)
計画目的	彦根市屋外広告物条例(平成 27 年(2015)施行)の屋外広告物制度について、規制内容等の基本事項を説明したものである。彦根市景観計画における景観形成テーマにあります「城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造」に向け、市民の共有資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくことを目的とする。
計画概要	地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を第1種地域から第6種地域まで区分する。地域の区分ごとに、屋外広告物の許可の基準を定める。 右図凡例 ■ 第1種地域 ■ 第2種地域 ■ 第3種地域 ■ 第4種地域 ■ 第5種地域 ■ 第6種地域 (右図:彦根城周辺の地域区分(『彦根市屋外広告物ガイドライン』より転載)) 
本計画に関する事項	【第1種地域】 規制方針 特に重要な自然景観および歴史的景観を保全するため、屋外広告物の掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。(伝統的建造物群保存地区において別途基準が定められている場合は当該基準に準じる) 対象区域 ・都市計画類型【特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区】 ・文化類型【国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲から 50m 以内の地域、(特別)史跡、(特別)名勝、占墳】 適用除外 ・自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内。 許可の基準 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。(※1、※2) 野立広告物 ・高さ 地上から4.5m以下 ・幅3m以下  屋上への広告物の掲出は不可  壁面広告物 ・壁面、屋上からはみ出さない ・窓面その他の開口部を覆わない ・表示面積 壁面面積の1/4以下 ・各開口部面積の1/2 以下 突出広告物 ・突出幅 ・道路上は 1m 以内 ・取付壁面から 1.5m 以内 ・上端の高さ ・地上から 10m 以下 ・取付壁面の高さを超えない ・下端の高さ ・車道上: 地上から 4.7m 以上 ・歩道上: 地上から 2.7m 以上 設置できない広告物 ・可変式照明付き広告物 ・電光表示板 官民境界 ・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。 ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の 40% 以上占めること。 ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。 ・全ての表示面において、R、YR、Y 系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 30% 以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。 ・広告旗・立看板の類に係る基準は以下の通り。 -表示面積は、1.2 ㎡以下(片面)であること(総面積 2.4 ㎡以下)。 -高さは、地上から3m 以下であること。

- 道路と敷地との境界から5m 以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離が5m 以上であること。
- 設置できる数量は「敷地の道路に接する辺の延長 (m) / 5 (m)」以下であること。(ただし端数切捨て)
- 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じ。
- 非自家用の立看板・広告旗その他の立看板の類のものは設置できない。
- ・電柱の類を利用する広告物は設置できない。

【第2種地域】

規制方針

自然景観および良好な環境を保全するため、屋外広告物の掲出を抑制するとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。

対象区域

- ・景観類型【琵琶湖・内湖寮観形成地域】
- ・都市計画類型【第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区・景観地区】
- ・文化類型【墓地、市民農園、都市公園、琵琶湖等】
- ・道路類型【中央自動車道西宮線(名神高速道路)の全線】

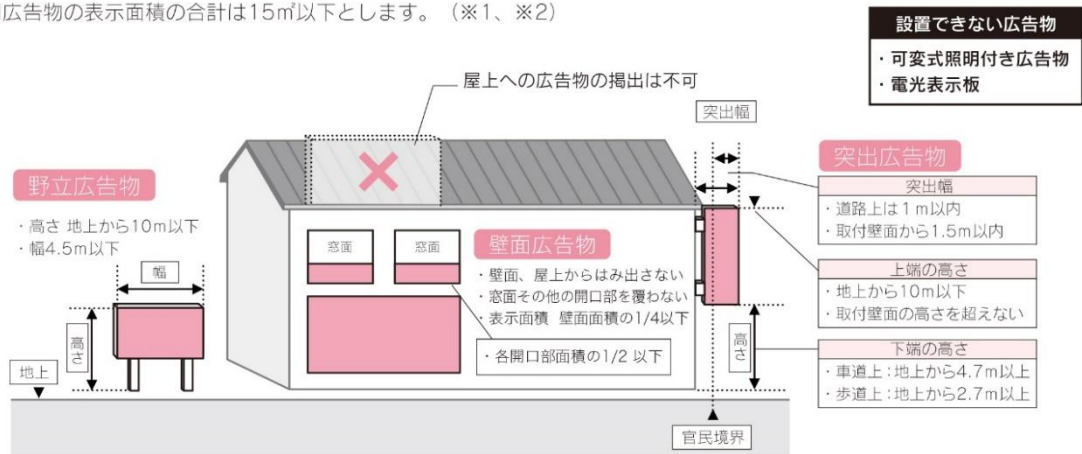
ただし、第1種地域を除く。

適用除外

- ・自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内。

許可の基準

自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。(※1、※2)



- ・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。
- ・全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。
- ・広告旗・立看板の類に係る基準は第1種地域と同じ。
- ・電柱の類を利用する広告物に係る基準は以下の通り。
 - 電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とする。
 - 袖付けにする広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて設置する。
 - 電柱への添加広告物の相互間距離は、道路1側につき20m 以上とする。(同一表示者の相互間距離は、500m 以上。)
 - 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じ。

【第3種地域】

規制方針

城下町における歴史的景観を重視し、商業エリアと住居エリアにおいて歴史性とともな風格とにぎわいのある景観形成に資するよう規制・誘導する。

対象区域

・景観類型【城下町景観形成地域(因町地区、外町地区、駅前お城通り地区、駅西周辺地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区)】

ただし、第1種、第2種地域を除く。

適用除外

・自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内。



許可の基準

- ・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。
- ・全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。
- ・広告旗・立看板の類に係る基準は第1種地域と同じ。
- ・電柱の類を利用する広告物に係る基準は第2種地域と同じ。

③彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）

計画名(策定期間)	彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（平成30年(2018)3月）
計画期間(主管課)	平成30～令和9年(2018～2027)～(都市建設部都市計画課・文化財課)
計画目的	第1期計画(平成21年(2009)認定)における課題を整理し、本市のシンボルである彦根城を中心とする歴史的風致を後世に伝えるべく、市民とともに歴史まちづくりをさらに推進することを目的とする。
計画概要	歴史まちづくり法に基づく歴史的風致の定義により、本市における維持向上すべき歴史的風致として、以下の4つを選定し、歴史的風致維の維持及び向上に関する方針を定めた。 ①彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致 ②城下町の伝統にみる歴史的風致 ③中山道の宿場町(高宮宿・鳥居本宿)にみる歴史的風致 ④荒神山にみる歴史的風致 さらに、「彦根城下町区域」の範囲を、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進する、重点区域に設定した。
本計画に関連する事項	【歴史的風致維の維持及び向上に関する方針】 歴史的建造物等の保存と活用に関する方針 ・本市の文化財保護条例に基づき、文化財の適切な保護を図る。 ・指定文化財以外の歴史的建造物について調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保護を図る。 ・修理が必要となっている歴史的建造物などについては、修理などを行う。

歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する方針

- ・歴史的建造物を取巻く周辺環境について、各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備を図る。
- ・地元組織などとも連携しながら情報共有に努め、建築物の空き家、空き地の有効利用などについて検討を行う。
- ・レンタサイクルの基地整備ならびに利用促進を図るとともに、自転車エコステーションの設置を推進する。
- ・歴史的建造物に対する説明板の設置などの環境整備を図る。なお、歴史的まちなみに調和したデザインとする。
- ・歴史的風致を有する区域への自動車利用を抑制するための検討を行う。
- ・良好な景観形成に向けて、無電柱化や道路の美装化などを推進する。

歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

- ・伝統工芸の担い手の育成や支援に取り組むとともに、無形民俗文化財の伝統芸能の活動支援や活動に欠かせない用具などの修繕や更新について支援する
- ・彦根に根付いた伝統芸能、伝統文化を学ぶ機会を作り、後継者育成の環境づくりを進める。
- ・地域の祭礼、伝統行事、伝統芸能などの調査を行うとともに、これらの母体となる活動組織の育成・強化を図る。

歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する方針

- ・歴史や文化財に関する情報発信を行い、説明板の設置や、解説シートなどの作成を行うとともに、歴史的風致に触れ、理解を深める機会を創出する。
- ・各種団体などと協働して、歴史的建造物の活用や、歴史文化を反映した行祭事・イベントなどを開催する。

【歴史的風致の維持向上を図るための重点区域】

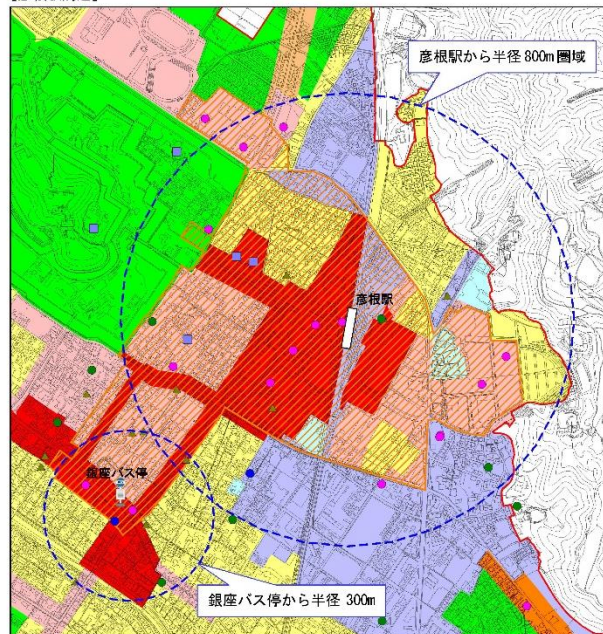
彦根城を中心とした旧城下町である「彦根城下町区域」の範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進することによって、効果的に課題の解決を図るものとする。



④立地適正化計画

計画名(策定期間)	立地適正化計画（平成 30 年(2018) 3 月）
計画期間(主管課)	平成 30～令和 12 年(2018～2030)(都市建設部都市計画課)
計画目的	彦根市都市計画マスタープランが目指すまちづくりを実現するための、誘導施策を担う計画として機能させていく。旧城下町の空洞化を防止するため、歴史や文化、知的資源を有効に活用した魅力的な城下町の創造を目的とする。
計画概要	多極集約・連携型の都市づくりの理念:伝統と革新で未来を紡ぐ都市 ～駅を中心とした新しい生活空間の創造～ 基本方針:①都市核における、都市機能の充実した市街地の形成 ②旧城下町等の中心市街地における、「21 世紀型城下町」の創造 ③地域核における、利便性の高い市街地の形成 ④安心して生活できる居住環境の形成 ⑤充実した公共交通環境の構築
本計画に関連する事項	彦根駅周辺を「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」に設定する。 【居住誘導】 居住誘導区域とは、歴史文化資源や街なみが残る地域の人口減少を防止するために居住誘導を図る区域である。 誘導施策 - 彦根市歴史的風致維持向上計画の推進と各施策の実施 - 世界遺産登録に向けた各種取組と、取組を通じた旧城下町地域における居住地としての魅力向上 - 都市再生整備計画事業を活用した、道路・公園等の都市基盤整備 - 建物修景に対する補助 【都市機能誘導】 都市機能誘導区域とは、医療や商業などの都市機能を、都市の拠点となる地域で維持・確保することにより、これらの生活サービス機能の効率的な提供を図る区域のことである。 誘導施策 - 観光バス駐車場と観光拠点の機能強化 - 彦根駅東地区の土地区画整理事業地内における低未利用地の活用 【公共交通】 誘導施策 - パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行 - 観光車両に対する誘導案内システムの構築 - 休日における城内のトランジットモール化 - 駐車場予約システムの導入 - 彦根城内における既存駐車場の移設および再配置 - 彦根城内における歩行アシスト機器の導入 - レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)の設置 - 駅・主要バス停における公共交通待合環境の充実

【彦根駅周辺】



都市機能誘導区域	商業施設	スーパー、ドラッグストア、コンビニ	子育て施設	幼稚園、保育所、子ども園、地域子育て支援センター
市街化区域	医療施設	内科、外科、整形外科	公共施設	官公庁、文化施設
	福祉施設	通所系施設		

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

図: 彦根駅周辺の主な施設、用途地域および区域
(用途地域は平成29年4月1日時点)
(『立地適正化計画』より転載)

⑤金亀公園再整備基本計画

計画名(策定期間)	金亀公園再整備基本計画（平成 29 年(2017) 5 月）
計画期間(主管課)	平成 29 年(2017)～(彦根市)
計画目的	令和6年(2024)の国体等の開催時およびその後においても、(仮称)彦根総合運動公園(以下「主会場」と)一体的に利用できるよう、施設の配置について互いに機能を補完し、主会場の整備計画との整合を図った施設更新や、施設の再配置を含めた公園全体のリニューアルを目的とする。
計画概要	コンセプト:郷土の誇りと人々の躍動を結ぶ憩いの空間 全体方針:①老朽化した施設の更新とあわせ、景観への配慮と市民ニーズが両立できる施設を配置する。 ②より多くの市民に応える施設として、健康づくりに資する散策路、利用者が自由に利用できる広場を設けると共に、誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン(バリアフリー化)を取り入れる。 ③かつての内湖や黒門側の船着場跡等の歴史文化資産を活用し、園路や広場などの公園施設整備を検討する。
本計画に関連する事項	- 彦根城からの進入を止め、図書館付近に現状駐車台数以上を確保し再整備する。 - 公園内に配置する各施設やトイレ等は、彦根城や玄宮楽々園との景観の調和を図ったデザインとする。 - 玄宮楽々園周辺では堀や石垣、船着場跡といった歴史資産が存在しており、これらを公園利用者に「見せる」観点で園路や広場を配置する。なお、これらの施設は「特別史跡彦根城跡整備基本計画」、「名勝玄宮楽々園整備基本計画」との整合を図りながら、整備を進めていく。 - 公園内の植栽は、彦根城跡内の樹木と調和を図りつつ、緑豊かな空間を形成していく。
図: 基本計画平面図(『金亀公園再整備基本計画』より転載)	

⑥彦根市都市交通マスタープラン

計画名(策定期期)	彦根市都市交通マスタープラン（平成 29 年(2017) 3 月）
計画期間(主管課)	平成 29～令和 12 年(2017～2030)(都市建設部都市計画課)

計画目的

都市や地域の特性に応じた効率的なまちづくり、多様な人の交流による賑わいに満ちたまちづくり、歴史文化や自然を受け継ぐ責任のあるまちづくりを目標に掲げ、様々な移動手段における総合的な都市交通施策を進める。

計画概要

まちづくりが目指す姿：多極集約・連携型のコンパクトシティの実現

【基本計画】			【実施計画】
基本 理念	基本方針	基本戦略	主要な個別戦略
	基本方針Ⅰ コンパクトなまちへの転換を支える 充実した公共交通環境の構築	都市間・地域間を結ぶ公共交通網の充実 交通結節点の機能強化 持続可能な公共交通の実現に向けた利用促進策の充実	○バス路線の再編および運行ダイヤの見直し / ○近江鉄道ダイヤなどの改善 / ○予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の継続・充実 など
	基本方針Ⅱ 地域活動を支える効果的・効率的な 道路ネットワークの構築	まちの骨格となる道路ネットワークの整備 地域の魅力を向上させる道路空間の整備	○駅前広場の改善・整備【彦根駅前広場（西口）の改善】 / ○駅・主要バス停における公共交通待合環境の充実 など
	基本方針Ⅲ 快適な移動を支える歩行者・自転車 空間の構築	人優先の快適な歩行空間の整備 自転車を利用しやすい環境づくり	○バスロケーションシステムの導入 / ○ICカードシステムの導入 / ○運行車両の更新（ノンステップバス化） / ○安定輸送のための人材確保 など
	基本方針Ⅳ 安全・安心な生活を支える 交通環境の構築	災害などに備えた道路交通環境の整備 交通事故減少に向けた施策の促進 環境に配慮した道路空間の整備	○国道 8 号・306 号バイパスの整備促進 / ○渋滞緩和に向けた総合的な対策 ○都市計画道路の整備 / ○都市計画道路網の見直し検討 など
	基本方針Ⅴ 観光都市を支える交通環境の構築	中心部へアクセスしやすい交通環境の整備 中心部を周遊しやすい交通環境の整備 歴史景観に配慮した道路空間の整備	○地域特性に配慮した道路空間の整備 / ○駐車場の再配置 / 無電柱化の推進
安全・安心 利便・活力 個性・振興	基本方針Ⅵ 市民、交通事業者、行政が連携して 支える交通体系の構築	公共交通への転換に向けた市民の意識啓発	○道路空間の再配分による歩行空間の整備 / ○安全・安心な歩行空間の整備 など
			○レンタサイクル基地、駐輪場（自転車エコステーション）の設置 / 自転車走行空間の確保（自転車歩行者道、路面標示など）
			○狭い道路の整備 / 道路、橋梁などの点検の実施 / 道路、橋梁などの耐震診断の実施 など
			○通学路交通安全プログラムの継続的な実施 / 交差点改良（ラウンドアバウトなど） 運転免許返納制度の周知および返納者への公共交通利用助成制度の拡充・推進 など
			○道路施設の省エネ化 / 街路樹の適正な管理 / 環境負荷の少ない道路工事や環境に配慮した舗装（高反射・排水性・透水性など）の推進など
			○パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行 ○観光バス駐車場と観光拠点の機能強化 など
			○彦根城内の駐車マネジメント / ○休日における城内のトランジットモール化 / ○駐車場予約システムの導入 など
			○(都)立花佐和線(特殊街路)の整備 / ○多言語に対応した観光案内サインの設置 など
			○モビリティ・マネジメントの実施【カーフリーデーの実施】 / 公共交通誘導制度の創設（エコ通勤優良事業所認定制度登録支援）

図：計画体系図（『彦根市都市交通マスタープラン』より転載）

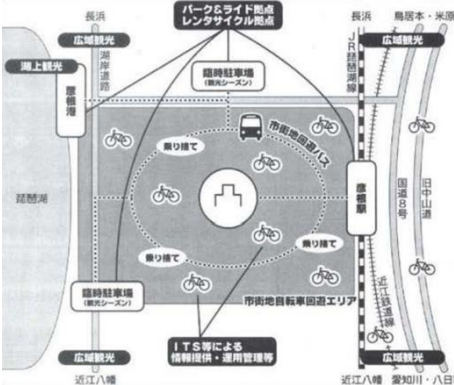
本計画に関連する事項

以下に、実施計画のうち特別史跡彦根城跡に関連する戦略を抜粋する。

【レンタサイクル基地、駐輪場（自転車エコステーション）の設置】

着手時期	平成 29～令和 5 年(2017～2023)
実施主体	彦根市、民間事業者
戦略概要	

- 彦根城周辺の回遊性を高めるため、レンタサイクル基地、駐輪場（自転車エコステーション）を設置する。
- レンタサイクル基地、駐輪場（自転車エコステーション）では、観光案内板を設置する。
- 民間組織や NPO などと協力し、観光案内板の定期的な整理や適切な維持管理を行う。



図：レンタサイクル基地などの設置案（『彦根市都市交通マスタープラン』より転載）

【観光バス駐車場と観光拠点の機能強化】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・市民会館の用途が廃止された後には、観光バスの駐車場を整備するとともに、観光拠点としての整備を図る。

【観光車両に対する誘導案内システムの構築】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城周辺に流入する観光車両の駐車場を探す時間を短縮し、市内の自動車交通の円滑化を図る。
- ・通行・利用が可能な道路や駐車場への誘導を行う案内システムの構築を行う。

【パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・本市への来訪をクルマから公共交通への利用転換を図り、観光シーズン時などの交通渋滞の緩和等を目的とする。
- ・名神高速道路彦根インターチェンジ周辺にパーク・アンド・バスライド駐車場の整備を行う。
- ・彦根城周辺と結ぶシャトルバスを運行する。
- ・シャトルバスの運行は、観光客が周辺の観光施設を循環できるものになるよう、社会実験を行いながら、最良な運行方法について検討を深め、本格実施に繋げる。
- ・パーク・アンド・バスライド駐車場には、案内所や休憩所などの併設も検討する。



図：パーク・アンド・バスライド駐車場の整備とシャトルバス運行イメージ
(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

【彦根城内の駐車マネジメント】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城内にある駐車場(桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地)を段階的に移設し、再配置を進める。
- ・この駐車場の再配置に伴い、彦根城内を「観光車両の乗り入れ抑制エリア」に設定する。
- ・平成 36 年に開催される国民体育大会および全国障害者スポーツ大会期間中は、北部の浄化センター内などの遊休地を活用した臨時駐車場の設置検討を行う。

【駐車場予約システムの導入】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・駐車場利用者の待ち時間や入庫待ちの自動車交通の減少を図る。

- ・駐車場を探す時間の削減による中心部の滞留時間の増加を図る。
- ・京橋口駐車場などを対象に、利用者が電話やインターネットで駐車場を事前に予約できる「駐車場予約システム」を導入する。

【駐車場の再配置】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・中心部へ流入する自動車交通の削減を図り、彦根城跡の本質的な価値を高める。
- ・特別史跡彦根城跡地内にある普通車専用の観光駐車場(桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地)は、周囲の駐車場の整備状況や、利用状況を踏まえつつ、段階的に特別史跡の外に移設する。
- ・いろは松駐車場は、観光バス駐車場のため存置とし、機能向上を図る。

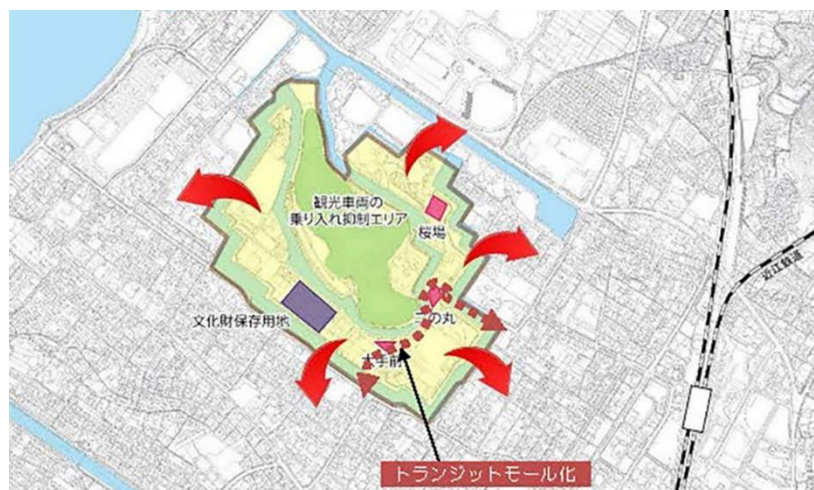
【休日における城内のトランジットモール化】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城内において、バスやタクシーのみが通行できる「トランジットモール化」について検討する。
- ・既存施設の利用者や居住者に配慮しつつ、休日に自家用自動車の通行を制限する。



図：駐車場の再配置及びトランジットモール化イメージ案(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

【HP・SNSなどによるアクセス情報や渋滞時間の公表】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市、民間事業者

戦略概要

- ・市民や観光客への交通情報を提供するため、彦根市および観光協会のホームページ・SNSにおいて、公共交通による中心部へのアクセス情報や、周辺道路の渋滞時間などを公表する。
- ・クルマではなく公共交通で来訪いただくための情報発信を行う。

【多言語に対応した観光案内サインの設置】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・「彦根市公共サインガイドライン」に基づき、観光地に統一性や連続性が確保された観光案内サインを設置する。
- ・特に、外国人旅行者や障害者、高齢者などの方々が、一人で円滑に目的地にたどり着くことが出来るように、ピクトグラムや外国語を用いた観光案内サインの充実を図る。
- ・観光案内サインは、本市ホームページなどと連携し、より多くの言語対応を行う。

⑦第 12 次鳥獣保護管理事業計画

計画名(策定期間)	第 12 次鳥獣保護管理事業計画（平成 29 年（2017） 4 月）																								
計画期間(主管課)	平成 29 年(2017)4 月～令和4年(2022)3 月(滋賀県庁琵琶湖環境部自然環境保全課)																								
計画目的	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、野生鳥獣を適切に保護・管理することを目的とする。																								
計画概要	下記の各事項について、方針を定め、計画を取りまとめる。 ①鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項 ②鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項 ③鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ④特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項 ⑤特定計画の作成に関する事項 ⑥鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 ⑦鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項																								
本計画に関連する事項	【鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項】 特別史跡彦根城跡は琵琶湖鳥獣保護区に含まれる。 指定区域 集団渡来地の保護区 指定目的 琵琶湖を含む当地域は、県の鳥であるカイツブリをはじめ多種の鳥類が生息し、またオオワシ、オジロワシの越冬地域が含まれており、野鳥の保護、繁殖にあたり最適な生息環境となっているため、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 (平成 23 年(2011)10 月 28 日滋賀県告示第 472 号)  図：琵琶湖鳥獣保護区の範囲 (令和元年度『狩猟者必携』に加筆) 【鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項】 彦根城跡の有害鳥獣として課題に挙げられているダイサギ・アオサギの被害発生時期・地域、及び被害の防止を目的とした許可基準について抜粋する。 表：鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした許可基準 <table><tr><td>許可権者</td><td>知事</td></tr><tr><td>鳥獣名</td><td>ダイサギ、コサギ、アオサギ</td></tr><tr><td>方法</td><td>一般的猟法</td></tr><tr><td>時期</td><td>被害時期（4 月～11 月）</td></tr><tr><td>区域</td><td>被害防止のために必要最小限の区域</td></tr><tr><td>日数</td><td>原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期</td></tr><tr><td>1 人当り捕獲等羽(頭)数</td><td>必要な数</td></tr><tr><td>許可対象者</td><td>被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。</td></tr><tr><td>留意事項</td><td>-</td></tr><tr><td>被害対象</td><td>農産物、水産物、生活環境</td></tr><tr><td>被害発生地域</td><td>琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田</td></tr><tr><td>備考</td><td>-</td></tr></table>	許可権者	知事	鳥獣名	ダイサギ、コサギ、アオサギ	方法	一般的猟法	時期	被害時期（4 月～11 月）	区域	被害防止のために必要最小限の区域	日数	原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期	1 人当り捕獲等羽(頭)数	必要な数	許可対象者	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。	留意事項	-	被害対象	農産物、水産物、生活環境	被害発生地域	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田	備考	-
許可権者	知事																								
鳥獣名	ダイサギ、コサギ、アオサギ																								
方法	一般的猟法																								
時期	被害時期（4 月～11 月）																								
区域	被害防止のために必要最小限の区域																								
日数	原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期																								
1 人当り捕獲等羽(頭)数	必要な数																								
許可対象者	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。																								
留意事項	-																								
被害対象	農産物、水産物、生活環境																								
被害発生地域	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田																								
備考	-																								

⑧特別史跡彦根城跡内樹木整備方針

計画名(策定期間)	特別史跡彦根城跡内樹木整備方針（平成 28 年（2016） 4 月）
計画期間(主管課)	平成 28 年(2016)4月～
計画目的	遺構の保護と縄張り等の歴史的景観の向上及び、環境保全を図ることを目的とする。
計画概要	全体と下記の各区域について方針を定め、計画を取りまとめる。 ①各山道両脇(表門・大手門・黒門・山崎山)区域 ②山上曲輪群石垣外周区域 ③山裾切岸(黒門山道下～地蔵堂裏)区域 ④鉢巻石垣天端(鐘の丸曲輪南帯曲輪)区域 ⑤現状保存区域 ⑥山上曲輪群内
本計画に関連する事項	【全体方針】 ・新たな樹木の補植は実施しない。桜については補植を許可するが、新たな場所への植栽は原則許可しない。 ・都市公園として城の景観を損なわないよう考慮し、来場者への安全確保に努めた上で、公園の役割向上を図る。 ・既存植生の整備は不健全化の防止に努め、適切な緑量を保つために継続して実施していく。登り石垣付近は来城者が見学できるよう伐開を行う。 ・原則除根は行わないものとする。 ・伐採後の樹木に関しては環境に配慮した処理を行う。 ・絶滅危惧種等の貴重種については、保護を優先することとする。 ・城内に生息する鳥獣類および、城内を生活圏の一部とする鳥獣類については、樹木整備に伴い植生環境が変化することで、生態系への影響が生じないよう森林環境の保全に努めることとする。 ・エリア別の整備については、平均的な森林密度にするのではなく、遺構保護や自然環境に配慮した整備とし、整備実施前に現地踏査を行い、整備対象樹木を検討する。 ・伐採対象樹木の検討にあたり景観などに大きく影響が生じる場合は、関係機関や住民へのアンケート等を実施し、文化財および観光都市としての景観、自然環境の共生を図るよう努める。 【エリア別整備方針】 I 各山道両脇(表門・大手門・黒門・山崎山)区域 ・一般来場者への安全確保のため、歩行者に被害が生じる範囲に植生する樹木は原則として伐開を行うこととする。 II 山上曲輪群石垣外周区 ・遺構の保護と、歴史的景観の向上を前提とした整備を図り、絶滅危惧種等の貴重種の保護にも努める。 ・要所となる文化財建造物及び、石垣等の縄張りが遠方より確認できるよう伐採を行う。 ・付近に生息する鳥獣類にも配慮して整備を行う。 III 山裾切岸(黒門山道下～地蔵堂裏)区域 ・遺構の保護のための整備とするが、切岸については伐採により地山崩落が生じないよう整備を行うこととする。 ・伐採整備は地山保護のための史跡整備と併せて行う。 ・地山保護の工法が決定するまでは樹木が枯損しない高さでの伐採を行う。 IV 鉢巻石垣天端(鐘の丸曲輪南帯曲輪)区域 ・鉢巻石垣天端の保護と、鐘の丸裾の石垣及び、大手門付近登り石垣を見せるため、伐採に重点を置き整備を行う。 V 現状保存区域 ・自然環境の保全を前提とするため、原則として伐採整備は行わないこととする。 ・ただし、日常管理や調査等は適宜行う。 VI 山上曲輪群内 ・石垣天端付近に自生する樹木について調査結果に基づき、遺構等の毀損の恐れがあるものを対象として整備を行う。

【彦根城内樹木整備実施工程】

樹木搬出

- ・過去に伐採を行い城内に点在している樹木の内、整備に支障をきたすものについて搬出を行う。

支障樹木伐採

- ・石垣(天端石・根石)付近に自生する樹木は、現地調査の結果に基づき、適宜、樹木整備を行う。

事前調査

- ・有識者立会のもと行う現地確認、文献・古写真からの状況把握を行い、伐採樹木の再利用方法等検討を行う。

樹木整備

- ・支障樹木を除いた各整備範囲内に植生する樹木の伐採、下草刈りおよび、樹木剪定(枝払い)を行う。

経過観察

- ・伐採整備後の影響については、鳥類・植物・樹木の3項目について原則年4回の現地調査を行う。

⑨彦根市観光振興計画

計画名(策定期間)	彦根市観光振興計画 (平成 28 年(2016) 3 月)
計画期間(主管課)	平成 28～令和 7 年(2016～2025)(産業部観光企画課)
計画目的	彦根市総合計画基本構想コンセプトである「風格と魅力ある都市の創造」を実現するため、国内はもとより、海外からもより多くの来訪者を誘致し、観光消費額と交流人口の増加による経済効果を市内の多くの中小企業に及ぼし、地域経済の活性化を図るため、官民が一体となって実践する、戦略的な観光施策などについて策定する。
計画概要	目指すべき将来像:21 世紀型城下町・彦根の創造 観光振興に関する基本方針:①21 世紀型城下町・彦根のまちづくり ②戦略的情報発信による誘客促進と外国人観光客のニーズをとらえた環境整備 ③市民をはじめ多様な主体の観光振興に対する意識醸成と参画促進 ④観光消費の増加および効率的な波及による地域経済の発展 観光振興に関する基本施策:①21 世紀型城下町ならではの魅力ある観光コンテンツの創出 ②外国人観光客のニーズを捉えた環境整備 ③城下町の風情を偲ばせる景観形成と観光消費を生む都市交通機能の整備 ④市民と来訪者の交流促進と観光振興に対する意識の醸成 ⑤戦略的な情報発信とプロモーション活動 ⑥テーマ・ストーリー性のある広域観光連携の推進
本計画に関連する事項	【施策① 21 世紀型城下町ならではの魅力ある観光コンテンツの創出】 彦根城のみならず、琵琶湖、食、文化財などを活用した魅力ある観光コンテンツの創出を通じた国内外からの誘客促進のほか、湖岸整備による活用や創造的事業者の誘致・育成を通じて、21 世紀型城下町ならではの魅力を創造する。 短期的取組 ・街歩き観光に係る環境整備(案内板、パンフレット、観光ガイドアプリ) 中長期的取組 ・文化財の新しい活用のあり方の研究 ・彦根城周辺および街なかでの飲食・買い物スポットの充実 ・ユニバーサルデザインに配慮した観光施設の整備 【施策② 外国人観光客のニーズを捉えた環境整備】 欧米と台湾の個人・グループ客を暫定的なターゲットに設定し、積極的な誘客促進と外国人観光客の受入整備を進める。 短期的取組 ・WEBサイト・案内板・パンフレットなどの多言語化

- ・外国語対応ボランティアガイドの充実

中長期的取組

- ・多言語に対応できる総合観光案内所の整備
- ・トイレの充実・洋式化

【施策③ 城下町の風情を偲ばせる景観形成と観光消費を生む都市交通機能の整備】

風格のある城下町の景観をつくるため、建物改修時の市民・事業者への啓発など彦根市景観計画に沿った良好な景観の形成の促進や、彦根市都市計画マスタープランなどに沿った観光都市としての機能整備を図る。

中長期的取組

- ・彦根駅から彦根城までの誘導ルートにおける城下町らしさを強調した街並み整備の検討(ファサード整備など)

【施策④ 市民と来訪者の交流促進と観光振興に対する意識の醸成】

観光振興が地域経済に与える効果や域内調達率向上による市内経済波及効果の効率化についての啓発や、多様な主体による観光まちづくりへの参画促進などを通じて、来訪者を温かく迎えらるる環境の整備を図る。

短期的取組

- ・観光振興が地域経済やまちづくりに及ぼす効果の啓発および人材育成
- ・商店街やNPO、大学など地域の多様な主体の観光まちづくりへの参画促進

中長期的取組

- ・市民と観光客の双方が楽しめるイベント作り(既存イベントの見直し)

【施策⑤ 戦略的な情報発信とプロモーション活動】

季節ごとのターゲットを意識した国内向けのプロモーションによる季節変動の平準化、ターゲットを絞ったマーケティングと海外向けプロモーション、ひこにゃんの新たな活用などを通じて、誘客の促進を図る。

短期的取組

- ・発信情報の多言語化(WEB、観光パンフレット)

【施策⑥ テーマ・ストーリー性のある広域観光連携の推進】

「国宝城郭」、「日本遺産」、「国認定・広域観光周遊ルート」、「戦国武将・石田三成」、「庭園」、「街道」など、明確なテーマやストーリーに基づいた広域連携の推進と観光ルートのブランド化を推進する。

中長期的取組

- ・「国宝城郭」、「日本遺産」、「国認定・広域観光周遊ルート」、「戦国武将・石田三成」、「庭園」、「街道」、「伝統産業・伝統工芸」など、地域資源を活用した明確なテーマやストーリーに基づく広域連携の推進と観光周遊ルートのブランド化

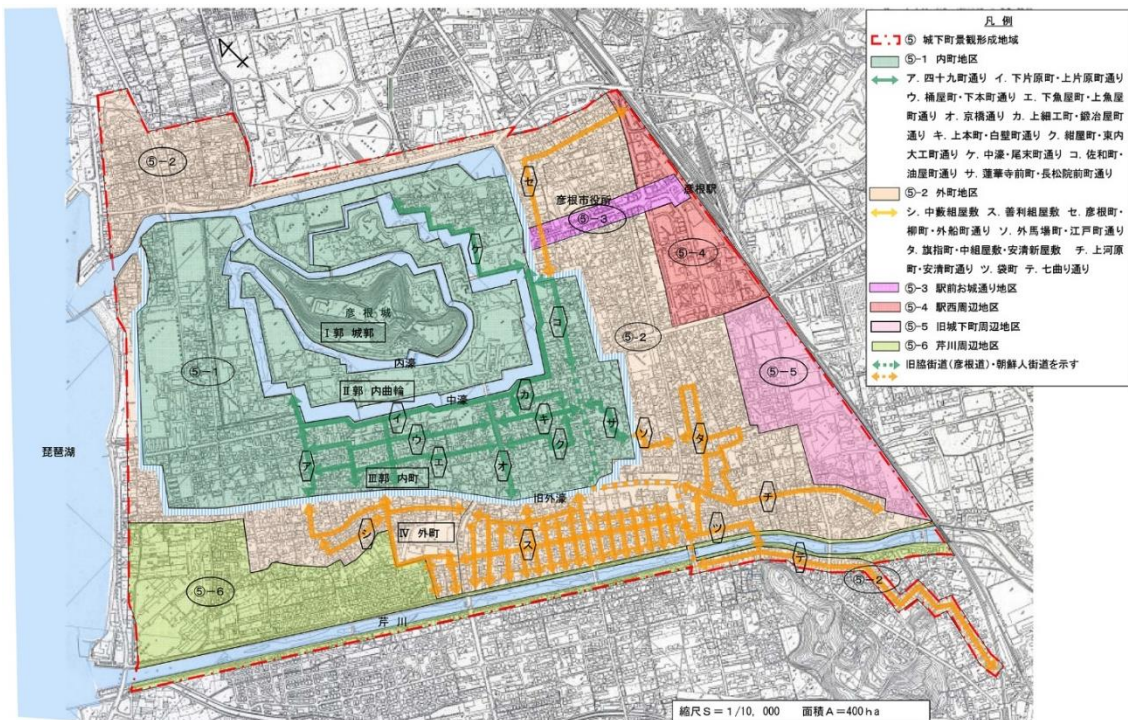
⑩彦根市景観計画

計画名(策定期間)	彦根市景観計画（平成 19 年(2007) 6 月）
計画期間(主管課)	平成 19 年(2007)6月～(歴史まちづくり部景観まちなみ課)
計画目的	市域全域を「景観計画区域」とし、市民の共通資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいく。
計画概要	景観形成のテーマ: 城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造 めざすべき景観像: ①歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち ②うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち ③新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち ④くらしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち ⑤湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち 方針: ①歴史をうけつぎ、現代に生かした景観を育てる ②豊かな緑を守り、緑あふれる景観を育てる ③親しみやすい美しい水辺景観を育てる ④魅力ある市街地景観を育てる ⑤地形を生かした眺望景観を守り育てる ⑥湖国の景観を育てる
本計画に関連する事項	5つの特性をもつ景観の地域を「景観形成地域」、この地域の中での特性ごとに「景観形成地区」を区分する。 特別史跡は「城下町景観形成地域」に含まれる。 【景観形成地域・地区における届出の必要な行為】 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観の変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更 ・都市計画法第4条第12号に規定する開発行為 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・水面の埋立て、または干拓 【城下町景観形成地域 景観形成方針 基本方針】 ・彦根のシンボルとなる歴史文化環境を保全・育成する。 ・城下町としてのまとまりと一体感のある景観形成を進める。 ・城下町にふさわしいまちなみの発展的継承を図る。 【城下町景観形成地域 景観形成方針 指針】 歴史的資源の保全・活用を図る。 ・指定文化財のほか、伝統的な町家や社寺などの保全・修復に努め、街並み形成の拠点的な資源として生かしていく。 ・伝統的な建物など、可能なものについては、機能面においても現代生活に適応する多様な活用のしかたを考慮する。 町割りを保全・活用する。 ・基盤型を基調に「どんつき」などの特色を有する城下町特有の町割りを保全する。 ・足軽屋敷が残る地区など、細街路に囲まれたところでは、歴史的環境の保全と生活環境の改善との調整に十分留意する。 ・社寺の境内地は、散策や憩の空間として開放し活用する。 建築物などの調和のとれた街並みを形成する。 ・住宅などの新築や改築に際しては、歴史文化的環境にふさわしい街並み形成のために、城下町の中の各地区の特性に応じて、建築物や門・塀などの形態・色彩・素材などについて配慮する。

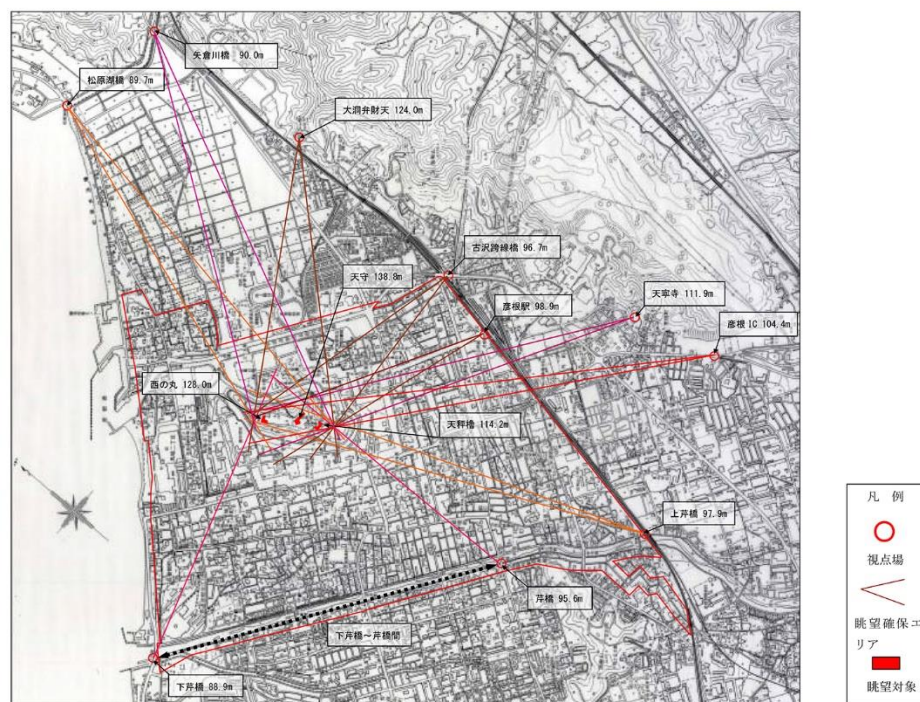
- ・伝統的な町家などが比較的良くまとまって残る地区では、これらの積極的保全・修復や、住宅などの新築に際して伝統的様式を継承することなどにより連続的な街並みの再生に努める。
- ・商業地の再開発などにあつては、伝統的様式を継承することなどにより、城下町にふさわしい街並みの形成に努める。
- ・公共的な建築物などは、景観面の積極的な取り組みを進め、景観形成の先導的役割を果たす。
- ・景観を阻害する屋外広告物などの要素を適切に改善・調整する。

快適な歩行者空間を創出する。

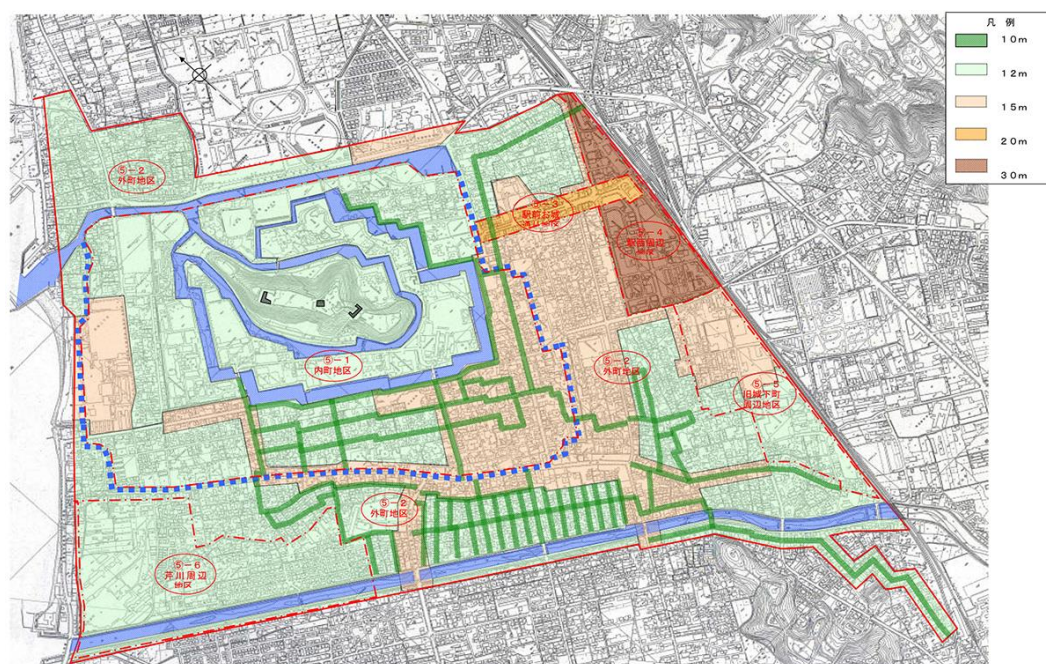
- ・城下町にふさわしい路面舗装の改善、標識、案内地図板などの設置を行う。
- ・地区内の区画道路などは、交通規制と併せ歩車共存化に努める。
- ・電柱・架線は、できる限り無電柱化に努める。



図：城下町景観形成地域・地区図（『彦根市景観計画』より転載）



図：城下町景観形成地域の眺望景観図（『彦根市景観計画』より転載）



図：城下町景観形成地域・高さ基準図（『彦根市景観計画』より転載）

⑪特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画

計画名(策定時期)	特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画（平成 17 年（2005）2 月）
計画期間(主管課)	平成 17 年(2005)2 月～(彦根市教育委員会)
計画目的	文化財指定の趣旨を踏まえ、築城や庭園作庭意図等を尊重し十分理解した上で、高齢者や障害者等を含む全ての人が文化遺産を十分に鑑賞や利用ができるよう、特別史跡彦根城跡整備基本計画との整合性を保ち、バリアフリー化に努める。
計画概要	彦根城跡を歴史的部分、付加部分、判断の難しい部分の3点に分け、基本方針を定める。 ①歴史的部分は、芸術的、歴史的な価値を有する部分のことであり、それ自体が指定文化財の本来の価値を守る部分である。従って、歴史的部分のバリアフリー化は、基本的に仮設での対応を除いては行わないこととする。 ②付加部分は、後世に便宜的に設けられた部分で、特別史跡等の構成に直接関わらない部分であるため、遺構の保護に十分注意して城跡や庭園景観を損なわない範囲で施設改修を行う。 ③判断の難しい部分は、両者のどちらに属するか判断のつけにくい部分、又は歴史的部分のバッファー的な役割を有する部分などであり、調査、検討に基づき指定文化財の価値の継承という視点を鑑みた施設改修を行う。
本計画に関連する事項	【バリアフリー化の種類と仕様】 既存施設の修復 ・登坂道(山道)石段……踏面の平坦化、石積の落石補修 仮設施設等 ・段差……仮設スロープ(木製)の設置 ・傾斜路…滑り止め加工 ・舗装……遺構保存や城跡景観を確保する中で通行しやすい通路の確保 縦断勾配・横断勾配を可能な範囲で小さくする ・幅員……可能な範囲で車いすが 360 度回転でき、歩行者が交互通行できる幅 1.5m 以上を確保 ・溝蓋……細目 ノンスリップ型グレーチングの設置 ・転落防護柵……歩行者等が近接して濠や高石垣に近づく場所においては、転落防護柵等を設置 誘導案内施設 ・誘導案内……「彦根城跡サイン整備基本計画」に基づいた誘導案内板の設置を行い、バリアフリー化情報を表記 ・地図………補助的資料として城跡内バリアフリー化マップの作成 ・情報案内……インターネットホームページにおいて、彦根城跡ならびに周辺アクセスのバリアフリー化情報の発信 ・点字案内……「彦根城跡サイン整備基本計画」に基づく点字表示板の設置 補助施設等 ・模型資料の作成……天守等のバリアフリー化整備が難しく近くまでいけない建物については、縮小模型・写真・パンフレット等を使いながら情報の共有ができる資料づくり ・介助器具の整備……博物館等の平坦な観覧区間が多くある場所において、車いすの常設 ・職員等の啓発……施設職員や城跡鑑賞者にバリアフリー化の認識を高め、高齢者や身体障害者を含めた城跡鑑賞者に適切な誘導・介助が行える体制づくりの確立



図：バリアフリー化の参考事例（左）表門橋（右）中濠東西通り歩道（『バリアフリー化整備基本計画』より転載）

⑫特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画

計画名(策定期間)	特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画（平成 16 年（2004） 3 月）
計画期間(主管課)	平成 16 年(2004)3月～(彦根市教育委員会)
計画目的	特別史跡彦根城跡および名勝玄宮楽々園の総合案内板や誘導案内板等のサイン施設の現状を踏まえ、彦根城跡等の景観との調和が図れ、質的量的に充実した施設としての整備を推進するため、その基本方針を定めることを目的とする。
計画概要	①一般事項整備の基本方針 ・過剰に目立つ形状や色彩は避け、最小限度に整理して整備する。 ②サイン施設整備の基本方針 ・案内板、説明板、標識、誘導サイン等は、彦根城跡全体に共通するサイン色彩計画を行うことによってデザインの統一を図る。また、サイン施設は、ハイセンスな彦根文化を感じさせる施設の整備を図る。
本計画に関連する事項	基本的に次の各種案内板毎の整備基本計画に基づくサイン施設整備を図る。なお、全てのサイン施設の表記は、基本的に和文と英文を併記する。 【総合案内板の整備基本計画】 ・現施設の適切な維持管理を行い、老朽化防止に努めつつ継続使用していく。 ・今後、老朽化の進行に伴い設置替えが必要になった場合や新たに追加設置が必要になった場合には、基本的に現在設置されている説明板の意匠を採用し、サイン施設の種類と仕様の総合案内板(総一 I または II 型)で整備する。 ・使用材料は、木造を基本とし定期的な維持管理による保全を十分行う。 ・経年による劣化や損傷等に対する耐久性を考慮して、ステンレス製品やアルミ鋳物製品、鉄製品で塗装等を工夫し木造に近づけた形で用いることもできる。 【施設等説明板の整備基本計画】 ・現施設の適切な維持管理に努めて継続使用していくこととする。 ・今後、老朽化の進行に伴い設置替えが必要な場合や新たに追加設置が必要な場合には、基本的に現在設置されている説明板の意匠を採用し、サイン施設の種類と仕様に示す施設等案内板(施一 I または II 型)で整備する。 ・使用材料は、木造を基本とし定期的な維持管理による保全を十分行う。 ・経年による劣化や損傷等に対する耐久性を考慮して、ステンレス製品やアルミ鋳物製品、鉄製品で塗装等を工夫し木造に近づけた形で用いることもできる。 ・本形式の説明板はパネルのみの取替も可能であることから、パネル劣化の進んでいるものから順次下記の表示方法による改善を行い、パネル取替による改善整備も同時に進めることとする。 サイン施設毎の整備方針は、以下のとおりである。 文化財説明板 ・塗装落ちが目立つものが多いため、損傷の程度を勘案して整備順位を定め、年次計画を立てて順次取替整備を図る。 ・傾きの認められるものについて、早急に修繕等の維持管理を行う。 ・パネルの劣化が著しいものについては、取替を図る。 施設案内板 ・駐車場案内と共に、トイレ案内、主要出入口案内および主要道路と地名等を一体的に表示し、城跡での全体的な位置関係がより分かりやすい表示に改善して整備する。 ・また、案内する施設の位置と現地の方角とが合致するよう、設置場所毎に表示向きを十分考慮して設置するとともに、余白のないようパネルの大きさを最大限有効使用した表示に改善し、誰にでも見やすい施設として整備していく。 城跡案内板 ・城跡の略図および表示文字を拡大表示してより見やすくするとともに、表示してある略図の向きと現地とが合致する

よう改善する。

- ・略図の着色は、過度に目立たないよう原色を避け、できる限り城跡景観に調和した落ち着いた色のあるパステル調の色彩を使用するよう配慮する。
- ・新たに設置する場合には、基本的に誘導板と併設するよう配慮して、より円滑に誘導が図れるサイン施設となるよう整備する。

【誘導・順路案内板の整備基本計画】

- ・城跡案内板と併設することでより自然かつ円滑な誘導が図れるサイン施設となるよう、施設案内板の整備と一体的な整備を図る。
- ・設置箇所から案内する施設が遠方にある場合には、順路案内を兼ねて誘導板を適宜順路の途中に設置する。
- ・矢印方向の表示は、施設の所在方向をより分かりやすくするため、上下左右の表示に加え、斜め表示する。

【その他のサイン施設の整備基本計画】

注意札

- ・バイク等乗り入れ禁止、危険表示、魚の捕獲禁止、その他注意やお願い等は、基本的に注意板(他－Ⅰ型)として統一使用した施設として整備を図る。
- ・禁煙札は、表門、大手門、黒門、玄宮園東西の各入場口に限り設置することとし、その意匠は注意板(他－Ⅰ型)とする。

行事案内板

- ・彦根城博物館前の総合案内板の意匠で常設されている行事・展示案内の外は、開催期間や季節行事に合わせて一時的に設置されることから、基本的に仮設行事案内板のとおり意匠とし、行事等の内容に相応しい表示内容として設置する。なお、設置場所については、十分検討したうえで設置する必要がある。

建造物内キャプション

- ・建造物の柱や梁等に直接金具等で取り付けられている屋内キャプション等は、今後全て取り外し、基本的にスタンド式キャプション(他－Ⅱ型)に取り替える。
- ・頭上注意や出入口の表示および順路案内等についても、同様とする。

樹木札等

- ・特別史跡彦根城跡整備基本計画においては、最終的に第一郭内の樹木には樹木札を取り付けないこととしている。しかし、彦根城跡特有の城郭林の生態系を学習したいとの要望も多いため、今後も樹木札(他－Ⅳ、Ⅴ型)を利用して表示する。ただし、樹木札とは別に説明を必要とするものは、施設等説明板(施－Ⅱ型)等を用いて設置することとする。

その他

- ・既存の石柱や石碑等は現状のままとするが、基本的に今後新たな設置は行われなかったとする。
- ・各サイン施設の設置者名の表示は、現状「彦根市」、「彦根市役所」、「城山公園事務所」、「観光課」等と表記しているものについては、今後全て「彦根市」に統一表記する。
- ・臨時設置する行事案内や展示案内等の看板類は、現状変更等の手続きを経てから設置しなければならないことは勿論、この場合においても城跡景観を損ねることがないよう、表示内容や色彩等の意匠に配慮する。

【サイン施設整備参考図面タイトル】

- ・総合案内板(大)……総－Ⅰ型
- ・総合案内板(小)……総－Ⅱ型
- ・施設案内板(大)……施－Ⅰ型
- ・施設案内板(小)、文化財説明板……施－Ⅱ型
- ・文化財説明板……施－Ⅲ型
- ・誘導板……誘－Ⅰ型
- ・その他 注意板……他－Ⅰ型
- ・その他 建造物キャプション……他－Ⅱ型
- ・その他 樹木札……他－Ⅲ型、他－Ⅳ型、他－Ⅴ型